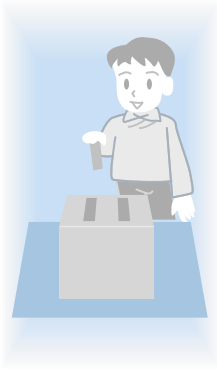


郵便投票が拡充しました



公職選挙法の一部が改正され、郵便投票の対象者の拡大とともに、代理記載制度が新たに設けられました。郵便投票は、身体に重度の障害がある人について、郵便による投票を行うことを認める制度です。

郵便投票の対象者の拡大

郵便投票の対象者は、これまで身体障害者手帳・戦傷病者手帳の交付を受けている人で、障害が「両下肢、体幹が一・二級」「心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸が一・三級」の人でしたが、介護保険被保険者証の交付を受けている人で、要介護状態区分が「要介護5」に認定された人も、新たに郵便投票をすることができるようになりました。

郵便投票での代理記載制度

次の①または②に該当する人は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た人（選挙権がある人に限る）に、投票用紙に記載をしてもらうことができます。

- ①身体障害者手帳の交付を受けている人で、上肢または視覚の障害が一級の人
- ②戦傷病者手帳の交付を受けている人で、上肢または視覚の障害が特別項症から第二項症までの人

申請の手続き

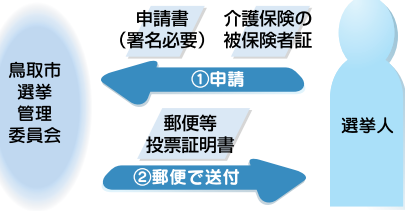
郵便投票および代理記載の方法による投票を行うためには、あらかじめ選挙管理委員会に申請などの手続きが必要です。随時、受け付けていますので、お問い合わせください。

問い合わせ先 選挙管理委員会
☎20-3386

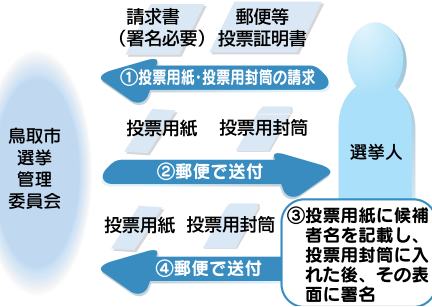
郵便投票の手続き

1 郵便等投票証明書の交付申請

郵便投票をすることができる者であることを証明する「郵便等投票証明書」の交付を鳥取市の選挙管理委員会に申請します。



2 投票手続き



住民基本台帳カードを交付します

市では、住民基本台帳ネットワークシステムのサービスのひとつとして、希望者に住民基本台帳カード（住基カード）を有料で交付しています。このカードを利用することにより、転入転出の手続きが簡単にできるなどの便利なサービスが受けられるようになります。また、このカードには、写真付と写真なしの二種類があり、どちらかを選ぶことができます。写真付の場合、銀行や郵便局などで公的な本人確認の証明書としても利用できます。そのほか、公的個人認証サービスの電子証明書や秘密鍵を保存するカードとしても活用できます。



- 申請できる人
本人（原則）
※鳥取市の住民基本台帳に登録されている人に限ります。
- 申請に必要なもの
本人確認書類（官公署が発行した、本人の顔写真が添付されたもの）
※上記の本人確認書類をお持ちでない人には、郵便による本人照会を行います。照会書が届きましたら、照会書の回答書欄に署名捺印してください。照会書と健康保険証などの書類を併せてお持ちいただき本人確認をします。
写真付のカードを希望される場合は写真（縦4.5センチ、横3.5センチ、無帽、無背景、正面向きで6ヶ月以内に撮影したもの）が1枚必要です。
- 申請場所 市役所本庁舎1階 市民課3番窓口
- 手数料 500円

■問い合わせ先 市民課 ☎20-3209